

新潟市乳児等通園支援事業実施要綱

(目的)

第1条 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、次項に定めるもののほか、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱（令和7年3月31日付けこ成保第257号）」、「新潟市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年3月27日条例第23号）」（以下「設備運営条例」という。）において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定期利用 利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法
- (2) 柔軟利用 利用する園を固定し、月、曜日や時間を固定することなく、柔軟に利用する方法
- (3) 一般型（在園児合同型） 利用定員総数とは、定員を別に設けて受け入れる方法
（専用スペースは設けず、在園児と合同）
- (4) 一般型（専用室独立実施型） 利用定員総数とは、定員を別に設けて受け入れる方法
（在園児とは別の専用スペースを設ける）
- (5) 余裕活用型 利用児童数が利用定員総数に達しない場合に、利用定員総数の範囲内で受け入れる方法
（基本的に、在園児と合同）
- (6) 親子通園 こどもだけでなく、保護者も一緒に事業の利用場所で過ごすこと
- (7) 配慮が必要なこども 次のいずれかの家庭等とする。
 - ・虐待又はDVのおそれがあるなど、社会的養護が必要な場合
 - ・こどもが障がいをもつ場合
 - ・こどもが医療的ケアを必要とする場合
 - ・その他、保護者や兄弟姉妹の疾病・障がいの状況を考慮する場合
- (8) 障がい児 次のいずれかに該当する児童とする。
 - ・特別児童扶養手当の支給対象児童
 - ・身体障がい者手帳の交付を受けている児童
 - ・療育手帳の交付を受けている児童
 - ・精神障がい者福祉手帳の交付を受けている児童
 - ・障がい者福祉サービス受給者証の交付を受けている児童
 - ・医療機関から提供された障がい者総合支援法の対象疾病（難病）の診断書の交付を受けている児童
 - ・その他、市長が認める書類の交付を受けている児童

(実施場所)

第3条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項に定める乳児等通園支援事業の認

可を受けた保育所、認定こども園、小規模保育施設、事業所内保育施設等（以下「実施場所」という。）において、事業を実施することができる。

（期間）

第4条 事業の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（対象）

第5条 事業の対象は、事業の利用日時点において、保育所、幼稚園、認定こども園及び地域型保育事業に通っていない0歳6か月～満3歳未満とする。なお、認可外保育施設に通っている0歳6か月～満3歳未満は事業の対象とし、企業主導型保育事業所に通っている0歳6か月～満3歳未満は事業の対象外とする。

- 2 利用者は事業を利用する前にあらかじめ市長に対し直接あるいは利用希望の施設を通じて利用認定申請をしなければならない。
- 3 市長は前項の申請があった場合は申請者に対し書面にて認定の可否を通知するとともに受入施設に対し当該申請児童の申請情報を共有しなければならない。
- 4 利用者は前項の通知を受けた後に利用する施設を変更したいときは、市長に対し直接あるいは利用希望の施設を通じて変更申請をしなければならない。

（事業内容）

第6条 事業の内容は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 事業の利用者は、事業の利用認定申請時に希望した施設のみ利用可能とする。利用施設を変更する場合、利用者は前条に基づき市長にその旨を届け出なければならない。なお、同じ月に利用施設を変更することはできない。
- (2) 事業の利用者は、一人当たり「月10時間」を上限として利用可能とする。
- (3) 事業者は、定期利用もしくは柔軟利用又は定期利用と柔軟利用の組み合わせなど、利用方法を選択して事業を実施する。また、実施方法については、一般型（在園児合同型）、一般型（専用室独立実施型）、余裕活用型など、事業者の創意工夫により様々な形で実施する。
- (4) 事業所の開所日数については、ニーズや受入体制を鑑み、事業者が適切に設定する。
- (5) 事業の実施に当たっては、慣れるまで時間のかかるこどもに対する対応として、利用の初期に親子通園を取り入れることを可能とする。ただし、こどもの育ちの観点から、親子通園が長期間続く状態や利用の条件になることがないよう留意すること。
- (6) 円滑な事業の実施を目的とし、初回の施設利用に先立ち、必要に応じて事業者及び利用者において面談等を実施し、事業実施に必要な事項についての共通認識を図るものとする。また、事業者は、利用者のアレルギーの有無や健康状態の確認など、利用者の状況を把握し、安全に預かることができるよう適切に事業を実施しなければならない。
- (7) 事業者は、事業の実施を希望した際に受入可能枠の範囲内において利用の申し込みがあった場合には、当該こどもの受け入れを行わなければならない。ただし、職員配置及び事業者の機能等の正当な理由により事業の提供が困難である場合には、その具体的な理由とともに新潟市に報告しなければならない。

ならない。なお、正当な理由か否かの判断は、新潟市が当該事業者及び利用者の状況を総合的に判断して行う。

- (8) 事業者は、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」を踏まえ、こどもの育ちに関する計画や記録を必要に応じて作成する。
- (9) 事業者は、対象となるこどもを養育する保護者に対して必要に応じて面談や子育てのアドバイスを行うほか、実際に目の前で育児の様子を見てもらう機会を設ける。
- (10) 利用中に事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について（令和7年3月21日こ成安第44号・6教参学第51号通知）」に従い、速やかに報告すること。
- (11) 利用当日に、通園がない場合には、対象児童の状況を確認する。特に、日々の預かりの中で配慮が必要と思われる家庭のこどもの利用がない場合には、新潟市及び関係機関と情報共有し、適切に対応する。
- (12) 不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有するとともに、協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行う。
- (13) 給食等の提供の有無については、事業者の判断とするが、利用者に対応状況が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応など、適切な実施に留意する。
- (14) 事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針（保育所保育指針）に準じ、本事業の特性に留意して、本事業を利用する乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて、乳児等通園支援（児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業として行う同項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談及び当該保護者への援助をいう。）を提供しなければならない。

（職員配置）

第7条 一般型事業を行う事業所の職員配置は、設備運営条例第22条に定める基準、余裕活用型事業を行う事業所の職員配置は、設備運営条例第25条に定める基準に基づき、各市町村において定める条例を遵守すること。

なお、設備運営条例第22条第1項に規定する「市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者」については、以下のア又はイのいずれかの研修を修了した者とする。

- ア 「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者。
 - イ 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。ただし、令和7年3月31日までの間に修了した者とする。
- 2 前項の研修に併せ、新潟市が提示する資料により、本事業における意義・目的・仕組みについても理解しなければならない。
 - 3 前2項の研修等は、事業にあたる職員のみならず、役員や本部職員等、広く研修を受講することが望

ましい。

- 4 障がい児を受け入れる場合においては、当該障がい児の障がいの特性に応じた対応が可能な職員を配置するなど、体制の確保を行うこと。
- 5 医療的ケア児を受け入れる場合においては、看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）や喀痰吸引等研修（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 11 条第 2 項に規定する「喀痰吸引等研修」をいう。）の課程を修了した認定特定行為従事者である乳児等通園支援従事者など、医療的ケアに従事する職員を配置すること。

（利用時間）

第 8 条 本事業における、一人当たり「月 10 時間」の利用可能時間の管理は、事業者が適切に行う。

2 当日キャンセルした場合、当該キャンセルの時間分について、事業を利用したものとみなす。

3 「月 10 時間」のうち、当月における未利用時間については、翌月以降に繰り越すことはできない。

（月次報告）

第 9 条 事業者は、利用時間報告書を当該月の翌月 10 日までに新潟市に提出するものとする。

（利用料）

第 10 条 事業者は、事業の実施に当たり、事業を利用するこどもの保護者から利用料として、こども一人 1 時間当たり 300 円を上限に徴収することができる。

2 前項の規定により利用料を徴収する場合は、あらかじめその額を設定しなければならない。

（減免）

第 11 条 前条に定める利用料について、次に定める対象者については、利用料の全額を減免する。

ア 生活保護法による保護世帯

イ 市民税非課税世帯

2 前項に定める対象者が、利用料について減免を受けようとする場合は、第 5 条にて定める利用認定申請時に、自らが前項に定める対象者であることを証明する書類を提示しなければならない。ただし、申請保護者の承諾を得たうえで市が申請保護者の世帯について、職権により住民基本台帳及び福祉・課税のデータを閲覧または所管部署に確認する場合はその限りではない。

3 市長は前項の申請があった場合は認定の可否を記した書面に減免対象者であることを併せて記載する。

4 第 1 項で減免された利用料について、事業者は、新潟市に対して請求を行うことができる。

（その他費用）

第 12 条 事業者は、保護者同意のうえ、必要に応じておやつ代などの実費を徴収することができる。

2 前項の規定により実費を徴収する場合は、あらかじめその額を設定しなければならない。

（経費の支弁）

第13条 新潟市は、事業者が事業を実施するために必要な経費として、別に定める経費を支弁する。

2 前項に定める経費の支弁は、令和7年度の事業実績が確定後、一括して行う。

3 事業者が経費の支弁を受けようとする場合の手続きは、新潟市乳児等通園支援事業補助金交付要綱の定めによる。

(書類の保存)

第14条 新潟市及び事業者は、経費の支払いに係る挙証資料について、事業実施後5年間保存しなければならない。

(指導監督)

第15条 新潟市が事業者に対して行う指導監督は、必要に応じて次の各号に定めるところによる。

(1) 事業者を巡回し、事業者からの相談を受け付けるとともに、適正な事業の実施に係るアドバイスを行う。

(2) 事業者に対して、事業の意義や目的を正確に伝えるとともに、事業に係る規程の整備や職員の確保等に係るアドバイスを行う。

(検証)

第18条 新潟市及び事業者は、事業の利用状況、効果や課題、利用者や保育者の声などについて、適宜、情報収集を行わなければならない。

(個人情報保護)

第19条 事業者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならない。なお、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱は令和8年3月31日限り、その効力を失う。